

所得税などの確定申告のお知らせ

平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが、2月18日(月)から始まります。(還付申告の受け付けは、1月4日(金)から)

贈与税の申告の受け付けは、2月1日(金)から始まります。

所得税・贈与税などの申告の相談および申告書の受け付けは3月15日(金)まで、所得税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは4月1日(月)までです。

申告書は前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

○申告時に必要なもの

源泉徴収票、前年中(平成30年1月1日～12月31日)に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)

医療費控除の提出書類が簡略化されます

従来、確定申告で医療費控除の適用を受けるときは、医療費の領収書を添付していましたが、平成29年分の確定申告から、領収書の添付に代わり「医療費控除の明細書」に医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費の合計を記載して提出することで、領収書の添付が不要となりました。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、医療費控除の明細書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細書の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

○問合せ

北見税務署個人課税第1部門 (☎23-7151)
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
 電子申告・納税システム e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

健康の維持増進および疾病の予防として、健康診査、予防接種、がん検診などの取り組みを受けた方が「スイッチ OTC 医薬品(右下の識別マークのある医薬品)」を購入した場合、その購入費用が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8,000円を超える場合は、8万8,000円が限度)について、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。(セルフメディケーション税制を選択した場合は、通常の医療費控除の適用は受けられません)

○必要書類など

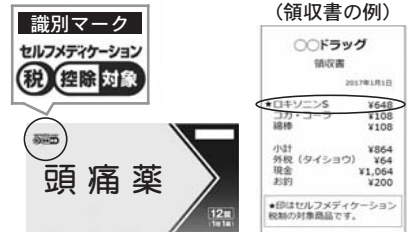
・健康診断などをしっかり受けている人が所得控除を受けられるようになる制度ですので、健康診断などの証明書類【例:健康診断などの結果通知表(勤務先名称またはご加入

の医療保険者の名称が記載されたもの)、予防接種の領収書または接種済証など】

・セルフメディケーション税制の明細書(通常の「医療費控除の明細書」とは異なります)

※健康診断などの費用、予防接種などの費用は控除対象となりませんので、ご注意ください。また、医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

詳しくは、町民課町民税係または北見税務署(☎25-7151)にお問い合わせください。



■問合せ 町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階窓口1番)

医療機関での乳がん・子宮がん検診を実施

医療機関で、乳がん・子宮がん検診を受けることができます。受診に必要な受診票をお送りしますので、受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までご連絡ください。

年度末は混雑しますので、早めに受診してください。

○実施期間 平成31年3月31日まで

■個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

※自己負担額は医療機関でお支払いください。

区分	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	平成30年度に20歳以上となる女性	1,200円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血などの症状のある方など	1,000円
乳がん検診	マンモグラフィ検診(二方向)	平成30年度に40～49歳以上となる女性	1,300円
	マンモグラフィ検診(一方向)	平成30年度に50歳以上となる女性	1,100円

※誕生検診(今年度40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目の年齢になる方)に該当する方や生活保護受給者の方は、無料で受診できます。

※ただし、昨年度乳がん検診を受診された方は、平成30年度の乳がん検診の対象外となります。

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除制度のお知らせ

免除の申請をされる方は、印鑑、障害者手帳を持参のうえ、福祉保健課社会福祉係までお越しください。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係・NHK北海道北営業センター (☎0166-24-7100 旭川市)

	全額免除対象要件	半額免除対象要件
身体障がい者	身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が身体障害者手帳(1級または2級)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯 世帯主が視覚障がい、または聴覚障がいの身体障害者手帳を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
知的障がい者	療育手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が療育手帳(A判定)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が精神障害者保健福祉手帳(1級)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
その他の方	○生活保護を受けている世帯 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯	世帯主が戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第一款症)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯

■問合せ 福祉保健課 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)